

新型コロナウイルスの感染拡大に対応した
岡山県融資制度「危機対策資金」について

資金名	危機対策資金（新型コロナウイルス感染症関連）
融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近 1 か月の売上高等が前年同月比 20%以上減少しており、かつ、その後の 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれるとして、市町村長からセーフティネット保証 4 号に該当する旨の認定を受けた中小企業者
資金用途	経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く）
融資限度額	8,000万円（危機対策資金全体の合計）（※1）
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.15%以内
信用保証料率	0.8%
対象地域	岡山県全域
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません
担保	必要に応じ差し入れていただきます
申込手続き	市町村長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定（セーフティネット保証適用の要件）を受け、原則として取扱金融機関を経由して信用保証協会へお申し込みください。
備考	中小企業信用保険法第2条第5項第4号による地域指定の期間 令和2年2月18日から令和2年6月5日まで

※1）すでに平成30年7月豪雨災害により本制度をご利用されている場合、融資限度額は合計で8,000万円です。